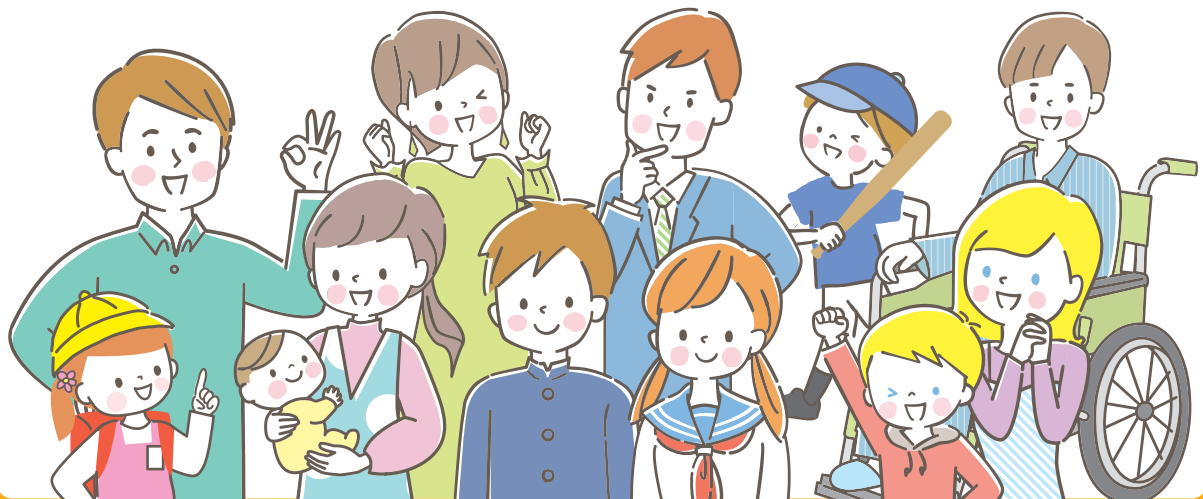


沼津市 こども計画

.....
令和 7～11 年度
.....



令和 7 年 3 月
沼 津 市

ごあいさつ

本市は、美しい自然や歴史・文化などの地域資源が豊富で、様々な都市機能が集積する県東部の広域拠点都市として、令和5年には大きな節目である市制施行100周年を迎えることができました。これからも「誇り高い沼津」であり続けるためには、夢や希望を持ち、いきいきと活躍するこどもや若者たちの存在が不可欠だと考えます。こどもや若者が健やかに成長し、自由に多様な選択をすることができるよう、我々は、より良い環境づくりを進めていかなければなりません。

しかし、全国的に進む少子化は、本市でも同様に進んでおり、平成31年から令和6年までの年少人口の減少率は静岡県の-8.2%を上回る-14.2%となっています。また、令和4年には年少人口が1割を下回り、少子化対策や子育て家庭の定着、これから家庭を築く若者の定着は喫緊の課題となっています。

また、コロナ禍以降の働き方の変化や近年の物価高騰、仕事と子育ての両立、核家族化による支援者不足など、社会情勢の変化や多様な家族形態により、子育て家庭や社会を担う若者を取り巻く状況や支援のニーズも変化しています。

これらの課題を受けて、このたび、保育施設や保育サービスの提供などの子育て支援施策や、こどもの貧困対策、若者の健やかな成長や自立に向けた施策等を1つにまとめ、こどもから若者の幅広い世代の様々な状況に対して一元的に支援していくことを目的とした、「沼津市こども計画」を新たに策定いたしました。

今後とも、すべてのこども・若者が地域の一員として尊重され、健やかに成長できるように、そして、こども達とご家族が幸せを感じられるまちを目指し、市民の皆さまと共に歩んでまいりたいと考えておりますので、引き続き温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、アンケート調査を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、御審議を賜りました、こども計画策定懇話会委員の皆さま、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

沼津市長 頼重 秀一

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 沼津市のこども・子育て、若者を取り巻く環境	4
第1節 統計にみる沼津市の現状	4
1 市の人口、年齢層別人口の推移	4
2 家族類型別世帯数、核家族世帯の内訳の推移	5
3 出生数、出生率の推移	6
4 自然動態、社会動態の推移	6
5 婚姻・離婚件数等の推移	7
6 就業人口等の推移	8
7 児童虐待の把握件数の推移	9
8 少年犯罪検挙数、不良行為少年補導件数の推移	10
9 若者の自殺者数の推移	10
第2節 こども関連支援施策の実施状況	11
1 第2期 子ども・子育て支援事業計画	11
2 第1期 子どもの貧困対策推進計画	12
第3節 アンケート調査の実施状況	13
1 調査種類別の実施概要	13
2 アンケート調査からみえる、特徴・課題について	15
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 計画の基本理念	29
第2節 基本的視点	30
第3節 基本方向	31
Ⅰ ライフステージを通じた施策	31
Ⅱ ライフステージ別の施策	32
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	33
第4節 計画の体系	34
第4章 こども施策の展開	35
Ⅰ ライフステージを通じた施策	35
1 こども・若者が活躍できる支援の充実	35
2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実	36
Ⅱ ライフステージ別の施策	39
1 こどもの誕生前から幼児期まで	39

2	学童期・思春期（小学生から18歳まで）	40
3	青年期	41
Ⅲ	子育て当事者への支援に関する施策	43
1	保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実	43
2	仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実	43
3	子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実	44
第5章	こども施策を推進するために必要な事項	45
第1節	こども・若者の社会参画・意見反映	45
1	多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実	45
2	こども・若者が主体的に社会に参画しやすい環境の整備	45
第2節	こども施策の共通の基盤となる取組	46
1	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	46
2	地域における包括的な支援体制の構築・強化	46
3	子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	47
4	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	47
5	数値目標と指標の設定	48
第3節	施策の推進体制	49
第4節	数値目標（指標）の設定と進捗管理	51
第5節	県、関係機関等との連携	51
第6節	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて	51
1	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	51
子ども・子育て支援事業計画		53
1	子ども・子育て支援事業の概要	53
(1)	子ども・子育て支援制度の概要	53
(2)	給付を受けるこどもの認定区分	53
(3)	教育・保育提供区域の設定	54
2	こども・若者の推計人口	56
(1)	未就学児（0～5歳）	56
(2)	小学生（6～11歳）	56
(3)	中学・高校生該当年齢層（12～17歳）	57
3	子ども・子育て支援事業の実施状況	58
(1)	認定区分ごとの教育・保育事業の状況	58
(2)	地域子ども・子育て支援事業	60
4	教育・保育施設の量の見込み・確保の方策	64
(1)	幼児教育	64
(2)	保育	66
5	地域子ども・子育て支援事業	77
(1)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	77

(2) 延長保育事業（保育所等）	84
(3) 一時預かり事業	86
(4) 地域子育て支援拠点事業	89
(5) 病児・病後児保育事業	91
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	92
(7) 利用者支援事業（基本型）	92
(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	93
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	94
(10) 養育支援訪問事業	94
(11) 妊婦健康診査	95
(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	95
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	95
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	95
(15) 子育て世帯訪問支援事業	96
(16) 児童育成支援拠点事業	96
(17) 親子関係形成支援事業	97
(18) 妊婦等包括相談支援事業	97
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	98
(20) 産後ケア事業	99
資料編	100
1 計画の策定体制	100
2 計画策定に関わる会議の開催経過	100
3 用語解説	101